

# 東洋大学ライフデザイン学部紀要編集内規

平成17年4月1日

施行

改正 平成19年4月1日 平成21年4月1日 平成27年4月1日 平成27年7月1日

平成29年4月1日 平成30年4月1日

## (目的)

第1条 東洋大学ライフデザイン学部紀要『ライフデザイン学研究』(以下「紀要」という。)はライフデザイン学部(以下「学部」という。)の教育と研究を促進し、教員を中心としたそれらの成果発表の場として、さらに「ライフデザイン学」の形成とその発展に寄与することを目的とし、関連の論文、研究ノート、書評、研究展望、学部教育に関する諸活動報告等を掲載発表する。

## (刊行物と編集)

第2条 学部で刊行する紀要是ライフデザイン学部紀要編集委員会(以下「委員会」という。)内規第4条による。

## (投稿資格)

第3条 紀要に投稿できる者は原則として学部の専任教員とする。ただし、以下の場合には、委員会の判断で受け入れができる。

- (1) 委員会において特別に依頼する場合
- (2) 学部専任教員が代表である共同執筆原稿の場合
- (3) 学部非常勤講師から希望があった場合
- (4) 学部生の執筆で学科または専攻の推薦を得たもの
- (5) 大学院生の執筆で専攻の推薦を得たもの

## (原稿の種類)

第4条 この紀要に投稿できる原稿の種類は、次のとおりとし、未発表の原稿に限ることとする。

種類	内容
論文	オリジナルな研究成果をまとめたもの(査読対象とする)
研究ノート	研究の中間報告、覚書および新しい研究方法についての報告、翻訳(投稿者の依頼があった場合、査読対象とする)
書評	書籍、文献の批評、紹介
研究展望	それぞれの研究分野の成果をまとめたもの、研究動向を展望したもの
学部活動記録	当該年度の学部活動を報告する内容のもの
学部教育活動への取り組み	学部での教育内容を評価するもの
大學生の論文(概要)	大學生の研究成果
学部生の論文(概要)	学部生の学習成果
総説	ライフデザイン学全般もしくは個別領域にかかわる総括的論述

資料	研究上価値ある資料あるいは新出資料などの紹介・解説
研究報告	社会実践にかかる活動の研究報告、作品制作の報告、作品解説など
学部プロジェクト研究報告	学部プロジェクト研究の成果を要約して報告するもの

(二重投稿の禁止)

第5条 前条に該当し投稿された第6条に規定する原稿であっても、同一の原稿を本学紀要以外の他紙に投稿することはできない。また二重投稿が判明した場合は掲載を中止する。

2 当該原稿を他紙に投稿する場合は、委員会より正式に不採用の連絡を受けた後に行う。

(申し込みと締め切り)

第6条 投稿申し込みと締め切り期限は、年1回の刊行の場合は次の各号のとおりとし、年複数回の刊行の場合は、その都度委員会が別に定める。

- (1) 執筆計画の把握のため、別に定める「投稿申込書」を7月末までに委員会が集約する。
- (2) 原稿は、10月第2週金曜日までに委員会に提出する。

(執筆要領)

第7条 原稿の執筆にあたっては、別に定める紀要執筆要領による。

(原稿の査読と掲載の可否)

第8条 査読は別に定める「ライフデザイン学部紀要査読制度内規」に基づき行う。

- 2 掲載の可否は、第1項の結果に基づき、委員会が決定し、投稿者へ結果を連絡する。
- 3 投稿数の制限は定めないが、同一号に原稿が複数採択された場合、次号に繰り延べて掲載することがある。
- 4 掲載が決定した全ての原稿について、著者は以下の内容に同意し、東洋大学学術情報機関リポジトリおよび教授会で承認を得た電子ジャーナルへの登録を承諾したものとする。
  - (1) 論文を電子的に複製すること
  - (2) インターネットでアクセスできるようにすること

(補筆と修正)

第9条 委員会は、必要に応じて、執筆者に補筆や修正を求めることができる。

(原稿の返却)

第10条 投稿された原稿は、執筆者に返却する。

(配布先等)

第11条 紀要の配布先は、毎年委員会が定める。

- 2 執筆者には、完成した紀要を電子媒体にて1部配付する。
- 3 学部ホームページに電子情報として掲載することができる。また管理サーバー等の掲載条件が可能な範囲でデータは蓄積する。

(原稿料など)

第12条 原稿料の支払い、掲載料の徴収は行わない。

(著作権等)

第13条 本学部が編集刊行する紀要の編集著作権は本学部に帰属する。

- 2 紀要に掲載された個々の著作物の著作権は、当該著作物の著作権者に帰属する。
- 3 紀要に掲載された個々の著作物について、著作権侵害、名誉毀損、またはその他の紛争が生じた場合、当該著作物の著作者を当事者とする。

(改廃)

第14条 本内規の改廃は、教授会の承認を得るものとする。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。